

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2022年8月11日～2022年8月17日)

令和4年(2022年)8月19日

H E A D L I N E S	
政治 オドラ川の環境汚染を巡る動向 ポーランド・ウクライナ国境における新しい国境通過地点の設置 米軍戦闘機のポーランド展開 国防大臣の訓練視察 ポーランド軍記念日	【お願い】 3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。問合せ先大使館領事部 電話22 696 5005 Fax 5006 各種証明書 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 ワルシャワの駐車料金が値上げ 公安庁、ロシア情報機関協力者を拘束	
経済 7月インフレ率前年同月比で15.6%上昇 2022年上半期対外貿易収支 6月鉱工業生産10.5%増 ヴロツワフ・ウッチ間的高速鉄道のルートが決定 ノルウェー海において新たに石油・ガスの埋蔵を確認 停電に直面する可能性は低いとの見解 ポーランド科学に関するデータの更新	
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事	
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp	
政 治	
内 政	

オドラ川の環境汚染を巡る動向【12日】

12日、ポーランド政府は、ポーランド西部を流れるオドラ川(Odra)が汚染されている可能性が生じたことに伴い、流域3県(ザホドニョボモルスキエ県、ル

ブスキエ県、ドルノシロンスキエ県)において、オドラ川への立入り禁止が発令される旨発表した。具体的には、オドラ川での遊泳や釣り、水上スポーツ、動物への水やりなど、オドラ川の水の使用が禁止された。

現在、オドラ川流域では川魚や水鳥の死骸が大量に発生している。報道によれば、水銀など毒性のある物質または藻類が放出する毒素などによる河川汚染が疑われているが、現在のところ原因は不明である。政府は国内外の研究機関に協力を求めながら調査を進め、真相究明を急いでいる。

ポーランド・ウクライナ国境における新しい国境通過地点の設置【16日】

外交・安全保障

米軍戦闘機のポーランド展開【4日】

4日、ブワシュチャク副首相兼国防大臣は、米空軍のF-22戦闘機がワスクにある第32戦術航空基地に到着したことを明らかにした。同大臣は、ツイッターで「世界最新鋭の戦闘機の1つがNATO東方における防空任務のため、ポーランドにやってきた。」とコメントした。

国防大臣の訓練視察【10日】

10日、ブワシュチャク副首相兼国防大臣は、ポズナンの軍訓練センターでポーランド兵のM1戦車での訓練を視察し、「1年前、ポーランドはM1戦車の採用を決定した。今年、訓練は既に開始されており、来年には最初の部隊が編成されことになる。ポーランド軍の兵士がM1戦車の任務を遂行することになれば、ポーランドはより安全になり、NATO東方のすべての国々はより安全になる。」と述べた。米軍が実施する訓練には、年末までに合計約150名の兵士

16日、ドヴォルチク首相府長官は、2023年にポーランド・ウクライナ国境のポドカルパツキエ県マルホヴィツェ村(Malhowice)に新しい国境通過地点が設置されると発表した。当初は2025年に作業が完了する予定であったものの、開通を早めることになった。同長官は、新しい国境通過地点の設置によってポーランド・ウクライナ間の人の移動や物流が拡大する可能性が高まると述べた。

が参加する予定である。

ポーランド軍記念日【15日】

15日、ワルシャワの戦いの勝利から102年を祝うポーランド軍記念日は、ドゥダ大統領及びブワシュチャク副首相兼国防大臣出席のもと、陸軍、空軍、海軍、特殊部隊、領域防衛軍、憲兵隊及びサイバー防衛隊等の参加を得て、無名戦士の墓において厳粛な衛兵交代式が行われた。式典の中で、ブワシュチャク副首相兼国防大臣は、「今年の記念日は、劇的に困難な時期に開催されている。東の国境の向こう側では、ウクライナの自由と独立のため、そしてすべての欧州諸国の未来のため、血なまぐさい戦いが繰り返されている。何年たっても変わらないことは、帝国ロシアは常に邪悪な側に位置していることであり、我々の任務は、この邪悪の蔓延を阻止することである。」と述べた。

治 安 等

ワルシャワの駐車料金が値上げ【15日】

15日、首都ワルシャワの公共駐車料金が、最初の1時間で3.90ズロチから4.50ズロチに値上がった。2時間目で4.60ズロチから6.40ズロチ、3時間目で5.50ズロチから6.40ズロチ、4時間目以降で3.90ズロチから4.50ズロチとなる。本件値上げは、本年6月上旬、ワルシャワ市議会において決定されていた。

公安庁、ロシア情報機関協力者を拘束【18日】

18日、当地の情報機関を統轄する特務機関調

整担当大臣付のジャリン報道官は、ポーランドの対外情報機関である公安庁(ABW)がロシア情報機関に情報提供をした疑いでヤロスワフ.Aを7月11日に拘束したと発表した。同人は、知人を利用して国家安全保障・国防の分野を含む幅広い情報をロシア側に提供しようとしていたという。同人は、ロシア情報機関との長期的な協力関係を構築するために行われた行為が違法性を有していることを認識していたとのことである。同人に対しては、最大8年の懲役刑が科される可能性がある。

経 済

マクロ経済動向・統計

7月インフレ率前年同月比で15.6%上昇【12日】

12日、ポーランド中央統計局(GUS)は、7月のポーランドのインフレ率が前年同月比で15.6%と発表した。これは、GUSが7月末時点で発表した速報値(15.5%)よりも高い値となった。金融政策審議会(RPP)による10回連続の利上げにも関わらず、イン

フレ率は上昇を続けている。6月は15.5%、5月は13.9%であった。

2022年上半期対外貿易収支【16日】

16日、GUSは、2022年上半期の対外貿易赤字が116億ユーロを計上したと発表した。同期の輸出額は1,654億ユーロ(最大の輸出市場はドイツ、

チェコ、フランス)で、輸入額は1,770億ユーロ(最大の輸入市場はドイツ、中国、ロシア)であった。2021年末時点では、ポーランドの対外貿易赤字は15億ユーロであった。

6月鉱工業生産10.5%増【17日】

工業部門は、他の経済部門よりエネルギー集約的であるにも関わらず、工業関連企業は依然として生産量を増やしている。ユーロスタットによれば、ポーランドの6月の工業生産は前年同月比10.5%増で、EU27か国中4番目に高い数値となった。GUSにおいても、ポーランドの6月の鉱工業生産が前年同月比10.4%増となったと発表した。

ポーランド産業動向

ヴロツワフ・ウッチ間的高速鉄道のルートが決定【17日】

高速鉄道のヴロツワフからウッチまでのルートが決定した。選ばれたルートは最短距離ではないが、

既存の建物への影響が最も少ない。列車は最高時速250キロで、ヴロツワフからウッチまで1時間、ヴロツワフからワルシャワまで1時間45分(現在4時間)となり、建設工事は2023年に開始予定である。

エネルギー・環境

ノルウェー海において新たに石油・ガスの埋蔵を確認【15日】

ポーランド国営石油ガス会社 PGNiG とノルウェー石油開発会社 Aker BP は、ノルウェー海に新たに石油・ガスの埋蔵を確認したと発表した。埋蔵量は原油換算で11～36バレルと推定され、PGNiG が20%の株を所有している。PGNiG は、本開発はポーランドのエネルギー安全保障の強化という意味でも同社にとって戦略的に重要であると述べた。また、他にも当該地域にライセンスを所有しており、近い将来さらに探索する予定だと加えた。

停電に直面する可能性は低いとの見解【18日】

ポーランド経済研究所(PIE)の専門家は、ポーランドが停電に直面する可能性は低いとの見解を示した。複雑な地政学的状況、エネルギー危機、エネルギー資源の不足にもかかわらず、国内の電力生産は今年6月まで需要を上回り、引き続き大規模停電の脅威はないものの、冷房用エネルギーの増加、河川水位の低下、発電所の改修により、限られた地域で小規模停電が発生する可能性がある。他方、熱波が終わりに近づいているためそのリスクは非常に小さいと分析した。

科学技術

ポーランド科学に関するデータの更新【16日】

教育・科学省によると、国立情報処理研究所(OPI-PIB)は、ポーランドの科学や高等教育に関するレポート・分析・データがまとめられた情報ポータルサ

イト「RAD-ON」のデータを更新した。当該サイトのURLは「<https://radon.nauka.gov.pl/>」。高等教育機関、学生、学位プログラム、留学生、卒業生、ポストク等に関するレポートが閲覧できる。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われなかった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在): 26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの種類別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起

現在、エチオピア全土に対して危険情報「レベル4: 退避してください。渡航を止めて下さい。(退避勧告)」を発生しています。また、南アフリカにおいて報告されたオミクロン株の発生を受け、世界各国の水際対策措置が強化されています。

こうした状況を踏まえ、エチオピア・アディスアベボのボレ空港を利用した航空便の乗り継ぎは避けることを強くお勧めします。また、アフリカ地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況及び最終目的地の水際対策を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】展覧会「日本大工の伝統と職人技」【2022年6月19日(日)～10月16日(日)】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「日本大工の伝統と職人技」が開催中です。竹中大工道具館との協力で、日本の大工道具等を紹介する展覧会です。

開催場所: Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/tradycja-i-kunst-japonskiego-ciesielstwa>

【開催中】展覧会「日本の製紙工房」【2022年7月8日(金)～9月15日(木)】

ドゥシニキ＝ズドゥルイ製紙博物館にて、展覧会「日本の製紙工房」が開催中です。日本の伝統工芸品である和紙とその歴史や製紙技術等を紹介する展覧会です。

開催場所: Muzeum Papiernictwa w Dusznikach-Zdroju, Kłodzka 42, Duszniki-Zdrój

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで

御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。
本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(news@mail@wr.mofa.go.jp)